



長野県報

5月16日(月)
平成28年
(2016年)
第2774号

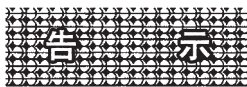
目次

告示

| | |
|---|---|
| 都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水課)..... | 1 |
| 国土調査法に基づく平成28年度地籍調査事業計画(農地整備課)..... | 2 |
| 森林法に基づく保安林の指定(森林づくり推進課)..... | 2 |
| 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課)..... | 2 |
| 河川区域の変更による廃川敷地等及び関係図面の縦覧(河川課)..... | 2 |

公告

| | |
|--|---|
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働課)..... | 3 |
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(県民協働課)..... | 3 |
| 大規模小売店舗土地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室)... | 3 |
| 県営中山間総合整備事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分の実施(農地整備課)..... | 4 |
| 開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課)..... | 4 |



告示

長野県告示第300号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年5月16日

長野県知事 阿部守一

1 施行者の名称

飯田市

2 都市計画事業の種類及び名称

飯田都市計画下水道事業 飯田市公共下水道(飯田処理区)

3 事業施行期間

昭和24年11月2日から

平成32年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和34年建設省告示第1814号、昭和38年建設省告示第938号、昭和38年建設省告示第2661号、昭和42年建設省告示第763号、昭和44年建設省告示第1616号、昭和46年建設省告示第369号、昭和52年長野県告示第647号、昭和56年長野県告示第673号、昭

和62年長野県告示第681号、平成2年長野県告示第635号、平成6年長野県告示第728号、平成8年長野県告示第769号、平成11年長野県告示第8号、平成16年長野県告示第636号、平成23年長野県告示第173号から「大字山本」を追加する。

生活排水課

長野県告示第301号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成28年度地籍調査事業計画を次のとおり定めました。

平成28年5月16日

長野県知事 阿部 守一

調査を行う者の名称

調査地域

調査期間

小諸市

小諸市市町一丁目、市町二丁目、市町三丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、大手一丁目、大手二丁目、荒町一丁目、荒町二丁目、三和一丁目、相生町一丁目、相生町二丁目、相生町三丁目、赤坂一丁目、赤坂二丁目、南町一丁目、南町三丁目、鶴巻一丁目、鶴巻二丁目、古城一丁目、古城二丁目、古城三丁目、甲、乙、丁の各一部

平成29年3月31日まで

農地整備課

長野県告示第302号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成28年5月16日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

大町市美麻字権現16116のイ・16117・16118（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、16116のロ、字山あそう16119・16121（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第303号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年5月16日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

中野市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

中野市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第304号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県建設部河川課及び長野県長野建設事務所において縦覧に供します。

平成28年5月16日

長野県知事 阿部 守一

1 河川の名称

信濃川水系 一級河川 裾花川

2 廃川敷地等が生じた年月日

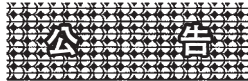
平成28年5月16日

3 廃川敷地等の位置

長野市大字南長野字待居89-7、89-8、91-3

- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 214.82平方メートル
- 5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定により、なお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年5月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年5月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人元気お届け隊
- 3 代表者の氏名
長浦 とし子
- 4 主たる事務所の所在地
千曲市大字杭瀬下字東沖78番地6
- 5 定款に記載された目的
この法人は、広く一般の人々を対象として、人間が人間らしくあるためのコミュニティーの創造を行い、人と人の出会いの場の創出・機会・企画を行い、人がより良い関係で共存し、より良い社会環境の実現に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年5月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年5月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人JAあづみくらしの助け合いネットワーク あんしん
- 3 代表者の氏名
池田 陽子

- 4 主たる事務所の所在地
安曇野市豊科南穂高2728番地1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域住民（農業者を含む）がお互いの力を合わせて地域社会に助け合いのネットワークづくりを進め「相互扶助活動」を通じ、心のふれあいを基本とした、健康で安心していきいきと暮らせる地域づくりを進める事を目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年5月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年5月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人長野県慢性腎臓病の病態と治療研究会
- 3 代表者の氏名
上条 祐司
- 4 主たる事務所の所在地
松本市筑摩二丁目17番5号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、慢性腎臓病患者に対し、早期診断と治療方法ならびにその結果について地域レベルの研究事業を実施し、その成果から慢性腎臓病治療への科学的根拠を得て先端医療の開発治療法の向上発展ならびに治療薬研究開発のための治験の推進に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年5月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友三好町店
上田市大字御所字石田607-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項